三十二　［略］	三十二　［略］	三十二　［略］
三十三　第四条の二第一項第三十三号イの廃薬焼却場	三十三　廃薬焼却場について、移動区域内に設置されていることを、目視により検査する。	三十三　第四条の二第一項第三十三号の廃薬焼却場
三十三の二　第四条の二第一項第三十三号ロの土堤、防爆壁又は防火壁その他の延焼を遮断するための措置	三十三の二　土堤又は防爆壁を設置したものについては、土堤又は防爆壁を、別表第四第十六項又は第十八項に掲げる保安検査の方法により検査し、防火壁その他の延焼を遮断するための措置を講じたものについては、当該措置の状況を、目視及び図面により検査する。	［新設］
三十三の三　第四条の二第一項第三十三号ハの周囲の火災を防止するための措置	三十三の三　周囲の火災を防止するための措置の維持管理状況を、目視、図面又は記録により検査する。	［新設］

三十二　［略］	三十二　［略］	三十二　［略］
三十三　移動区域内の廃薬焼却場の維持管理状況を、目視及び図面により検査する。	［新設］	［新設］

4　［略］	4　［略］	又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

○国土交通省令第七号

会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第七十号）及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第七十一号）の施行に伴い、関係法律の規定に基づき、及び関係法律を実施するため、会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和三年三月一日　　国土交通大臣　赤羽　一嘉

会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令

（公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則（昭和二十七年建設省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（登録申請書の添付書類） **第二条**　法第四条第二項第四号に規定する国土交通省令で定める書類は、法第四条第一項に規定する登録申請者が法第六条第一項第六号の規定に該当しないことを証する書類（国土交通大臣が必要と認める場合に限る。）とする。	（新設）
第三条・第四条　（略）	**第二条・第三条**　（略）
（心身の故障により前払金保証事業を適正に営むことができない者） **第五条**　法第六条第一項第六号（法第七条第四項において準用する場合を含む。）に規定する国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により前払金保証事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。	（新設）